

令和5年4月1日
江東区立第二亀戸小学校
校長 小野 春彦

江東区立第二亀戸小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）と規定されている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童・生徒はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

いじめを把握したら、何よりも被害者保護を最優先し、二次被害（不登校、自傷行為、仕返し行動など）を未然に防ぐため、いじめられている児童の心情を理解し、一緒に解決を志向するとともに、傷ついた心のケアを行う。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、副校長、教務主任、生活指導主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、保護者代表、地域代表による「第二亀戸小学校いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的及び必要に応じて開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は速やかに開催し、早期対応にあたる。

【第二亀戸小学校いじめ対策委員会の主な役割】

- (1) 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間活動計画の作成・実行の中核的役割を担う。
- (2) いじめの相談・通報の窓口となる。
- (3) 年間6回、定例会議を開催し、現状の確認や対応の進捗状況等を確認する。
- (4) いじめの疑いのある場合には緊急会議を開催し、情報の共有や調査を実施し、いじめの認知を行う。また、今後の指導・援助の体制の構築、方針についての協議等を行う。
- (5) 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。

令和5年度 第二亀戸小学校いじめ対策委員会 委員名簿

役職	職名等		○印
委員長	校長		○
副委員長	副校長		○
委員	主任教諭 生活指導主任		○
	教務担当主幹教諭		○
	主幹教諭		○
	学年主任・教諭	当該学年主任・当該学級担任	○
	主任養護教諭		○
	スクールカウンセラー（都）		○
	スクールカウンセラー（区）		○
	保護者代表 PTA会長		
	地域代表 町会長		
	地域代表 町会長		
	地域代表 町会長		

- 定期会議は、年間6回とする。
- いじめ等の発生・発見に伴い、本会を臨時に開催する場合は、関係児童の担任等、必要に応じて保護者代表、地域代表、関係機関に出席を依頼する。
- ○印の委員は、日常会議の委員にもなる。

3 いじめの未然防止の取組

- (1) 分かる授業づくり（個別最適な学び、協働的な学びを確立する）……児童一人一人が達成感や充実感をもてる、分かる授業の実践に努める。

具体的な取組内容

- 「こうとう学びスタンダード ネクストステージ」を確実に実施するために人的支援の活用、研修会の実施、児童・教員の自己評価を行う。
- 各教科等において「できる、楽しい、関わりのある授業」「主体的・対話的で深い学び」を促す授業を実施するために授業1単位時間において、目標提示、自力解決、話し合い、振り返りを確実に実施し、授業改善に努める。
- 校内研究では、研究主題に沿った研究授業を年6回行い、教員の授業力向上を目指すとともに、人権教育を推進し、「学び合い」のある授業を実施する。
- 各教科や単元の特性に応じて、ペアや課題別グループ、習熟度別グループ等の指導形態を工夫した授業を実施する。
- タブレット端末等、ICT機器を効果的に活用し、分かる授業の実践に努める。
- 家庭と連携した学習習慣の定着を図る。
- 学年内等で交換授業を行い、多角的に児童を見取るようにし、児童理解を深め、情報を共有する。

- (2) 道徳教育の充実……「いじめを行ってはならない」「いじめは決して許されない」という認識を児童がもてるように、教育活動全体を通じて指導する。

具体的な取組内容

- 道徳全体計画・年間指導計画に基づいた「心を耕す授業」、「心を動かす授業」を実施する。
- 「特別の教科 道徳」の趣旨を踏まえた授業を実施し、児童が主体的に考え、議論する道徳授業を展開し、「いじめは決して許されない」という意識をもてる指導をする。
- 他者への思いやり、勇気、公正・公平、規範意識のある姿勢や最後までやり抜く態度の育成を図り、教育活動全体を通して道徳性を育む。
- ふれあい月間（6月、11月）、人権週間に全ての学級で、いじめの防止に関する道徳授業を行い、全てのこどもたちが、いじめについて深く考える機会とする。（年間3回以上実施）
- 新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図るため、校長講話を行うとともに、家庭でも同じ指導を行ってもらうように保護者に協力を求める。
- 第5学年において、教科等の中でSOSの出し方に関する指導を実施し、適切な援助希求行動（SOSの出し方）や友人のSOSの受け止め方等について学び。毎年度、全校朝会にて、全校児童にも概要を伝える。
- 保護者・地域と連携して道徳教育を推進・充実させるために、道徳授業地区公開講座の意見交換会・講演会を活性化させる。

- (3) 体験活動の充実……児童が主体的にいじめ未然防止に取り組んだり、他者と関わり、コミュニケーション能力を養う体験活動（ソーシャルスキル・トレーニング等）を、体系的・計画的に実施する。

具体的な取組内容

- 共生社会の一員として豊かな人間性・社会性を育むために、異学年交流活動（きょうだい学年遊び）や小中交流会、幼稚園・保育園交流会、地域との交流活動の充実・推進を図る。
- 体験活動の充実のために、外部講師や地域の人材を活かしたり、校外の学習施設や自然環境を有効に活用したりした授業を工夫する。
- オリンピック・パラリンピック教育のレガシーとして、体験学習を通し障がいについての理解を深める。
- 併設の幼稚園や地域の中学校・幼稚園・保育園、地域の人々との積極的な交流活動を通して「思いやりの心」を育成する。
- こどもたちが、犯罪等に巻き込まれることのないよう、自ら身を守る力を育成するとともに、自ら加害者等にもならないよう、関係機関と連携してこどもたちの心を育てる。（セーフティ教室）

- (4) 学級経営の充実……学級活動に、互いのよさを見付けたり、考え方の違いに気付かせたりする活動を取り入れ、児童の自己有用感や自尊感情を育む。

具体的な取組内容

- 支持的風土を醸成し、満足感、所属感の得られる温かい学級づくりをするために、相手を尊重し、最後まで話を聴くこと、友達の呼び方、言葉の遣い方について指導を徹底する。
- 授業では、互いのよさを認め合い、学び合う活動を取り入れた授業を展開する。
- 学級活動では、役割分担を的確に行い、助け合い協力して活動させることにより、その役割を果たした満足感や達成感が味わえるようにする。また、このような活動を通して、自分のよさに気付き、自己有用感をもてるようにする。
- 児童の善い行いは即時評価し、褒める指導をする。
- 「いいところさがし」を全校で年3回取り組み、児童の自己肯定感を高める。

- (5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策……全校児童の Chromebook の使用方法や、インターネットの使用状況等の現状把握に努め、児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動を行う。

具体的な取組内容

- インターネット等に関係するいじめ防止について、セーフティ教室において指導する。
- インターネットを通じて行われるいじめに関して、専門家を招聘して、最新の対処方法に関する研修会及び保護者向け公開講座等の実施について検討する。
- 「SNS 二亀小ルール」を改定し、各家庭でもルールの改定を依頼する。長期休業前には、家庭内でもルールについて話題にするよう依頼し、協力して問題を未然に防止する。
- タブレット端末の扱い方について、児童用マニュアルを作成し、保護者に周知するとともに児童に適切に指導する。

- (6) 「SOS の出し方に関する教育」の推進……児童が不安や悩みを抱えたときに、適切に助けを求められるよう、全校児童に対して繰り返し指導を行う。

具体的な取組内容

- 第5学年以上は、DVDを活用した授業を年間1回以上実施する。全校においては朝会等における校長講話や学級活動等による講話を年間1回以上実施する。
- 次の4(2)に挙げる事項を確実に実施する。

- (7) いじめ防止に関する研修の実施……いじめの防止に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方、実際にいじめが起きた場合の具体的な対応方法など、いじめの防止に関する教職員の資質向上を図る。

具体的な取組内容

- いじめの未然防止に関する校内研修会を年2回行う。また、いじめに関するアンケートを分析し、具体的・組織的に対応できるようにする。
- 特別に支援を要する児童に対する理解を深める研修会を年2回(5・10月)実施する。
- 児童理解を深めるための研修会を年1回実施する。
- 毎週火曜日の生活指導会議にて、こどもたちの様子について情報交換を行い、スクールカウンセラーを含み教員内の共通理解を図る。
- 毎月、生活保健指導部会及びこども支援会議にて、こどもの状況の共通理解を諮り、対応・改善策を協議・決定し、実践していく。

4 いじめの早期発見のための取組

- (1) アンケート調査の実施……いじめを早期に発見するために、年間3回、児童に対するアンケート調査を実施する。

具体的な取組内容

- 年3回の「ふれあい月間」の期間にアンケート調査を実施し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- アンケートの中のいじめの兆候に関わる内容については、担任やスクールカウンセラーによる個別面談を実施する。
- 日頃より、児童理解に努め、些細な案件も見過ごさずに事情を聴くようにし、必要に応じて、学校いじめ対策委員会等で組織的に対応する。
- 学年の教員の連携を核として、多くの目で児童の変化を見付けられるようにする。

- (2) 教育相談の実施……定期的な教育相談期間を設けて、全児童を対象とした教育相談を実施する。

具体的な取組内容

- いじめの早期発見に向け、また、相談しやすい環境づくりのために、スクールカウンセラーによる全員面接（5年生）を実施する。
- スクールカウンセラー相談日を周知するなど、児童が大人に相談できる機会を作る。
- 年3回のアンケート結果を受けて、効果的な教育相談を実施する。
- 「相談週間」を年間3回、期間を設け、児童が大人に相談できる機会を広げる。

- (3) 個人面談、家庭訪問、連絡帳等の活用……連絡帳等を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

具体的な取組内容

- 個人面談、連絡帳等を介した保護者との連絡を密にすることを通して、児童の状況を把握する。（個人面談 年3回、保護者会 年3回）
- 連絡帳からの情報や、日々の観察により児童の異変を感じた場合には、直ちに電話連絡や面談・家庭訪問を行うなど、日常より保護者との信頼関係を構築できるようにする。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかに学校いじめ対策委員会を臨時開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じる。
- (3) いじめの兆候やいじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、学校いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童等に対する指導とその保護者に対する助言を継続的に行い、いじめの解消（※）を目指す。
- （※）①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3ヶ月を目安）。
②被害者が心身の苦痛を受けていないこと。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童等について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめられた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講じる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

6 重大事態への対応

いじめ防止に関する教職員による校内研修等により、全ての教職員が、法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解する。

(1) 法に規定されている「重大事態」の定義

- ① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
(児童が自殺を企図した場合等)
- ② いじめにより児童が相当の期間(年間 30 日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。)
- ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態への対応

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、(児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあったときその他の重大事態の疑いが生じた状況を含む。以下同じ。)教育委員会へ事態発生について報告する。
- ② 学校は、重大事態が発生した場合、学校または学校の設置者において「学校いじめ問題調査委員会」を設置し、事実関係を明確にするための調査を実施する。なお、(1) ②に定める重大事態については、学校に「いじめ問題調査委員会」を設置することを原則とする。
- ③ いじめを受けた児童及びその保護者に対して適切に情報を提供する。
- ④ 「いじめ問題調査委員会」を設置した場合、調査結果を教育委員会に報告する。調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ⑤ 学校の設置者は、「いじめ問題調査委員会」の調査結果を踏まえた必要な措置をとる。